

個別避難計画の作成にご協力ください

これまでの自然災害で、多くの高齢者や障がい者の方々が犠牲になりました。このことから、災害対策基本法の一部が令和3年5月に改正され、安全な場所へ避難するために支援が必要な方々(要援護者)の『個

別避難計画』を作成することが市町村の努力義務となっています。淀川区では、地域や福祉事業者の方々と連携し、一人でも多くの避難支援ができるよう、個別避難計画の作成に取り組んでいます。

[個別避難計画の詳細は次ページをご確認ください]

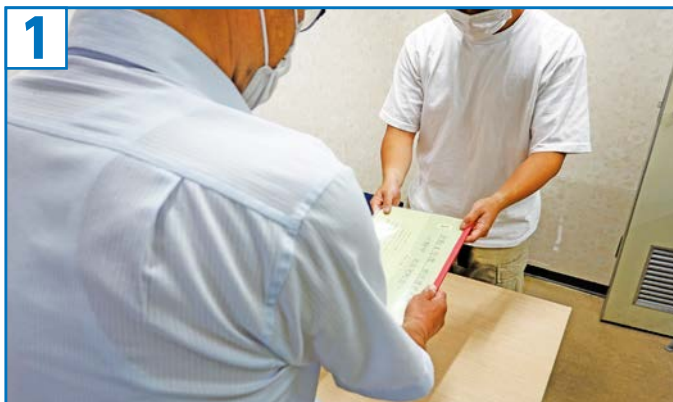
要援護者とは？

災害発生時にひとりでは安全な場所に避難することが困難な次の方々を要援護者としています。

介護が必要な方	要介護3以上、要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上
日常生活に支援が必要な方	身体障がい1級・2級、知的障がいA、精神障がい1級、視覚障がい・聴覚障がい3級・4級、音声・言語機能障がい3級、肢体不自由(下肢・体幹機能障がい)3級
医療装置が常に必要な方	医療機器等への依存が高い難病患者

個別避難計画作成の取組(一例)

1



地域へ要援護者名簿の提供

2



地域が要援護者名簿をもとに、日ごろの見守り活動による訪問や安否確認

3



訪問時、個別避難計画の項目について要援護者本人に聞き取りしながら作成

4



完成した個別避難計画を地域で保管及び写しを区役所へ提供

※要援護者名簿とは …… 大阪市で把握している区内要援護者のうち、町会等への個人情報の提供について本人同意が得られた約4,000人(令和5年4月末現在)が掲載された名簿のことです。

個別避難計画を見てみよう!



大規模災害が発生した後に、どう避難するかを考えていては、手遅れになるかもしれません！
日ごろから、避難の手助けをする方や避難場所を決めておくことで、
いざというときの避難に備えることができます。

赤枠内は必ず記入して
ほしいところです!

避難支援を必要とする
具体的な理由を記載します

避難支援が行える可能性の
ある人を記載します
支援者が個人の場合は、
個人の情報を記載します
支援者が地域などの場合は、
団体の情報を記載します

緊急時に連絡する必要が
ある家族や親戚、友人、近
所の人などを記載します

医療が必要な避難者と判
断するために、治療中の
病気や持病などがある場
合は記載します

個別避難計画

【見本】

作成年月日●●年●●月●●日

地 域	●●地域	町会エリア	●●町会	作成者	●● ●●
フリガナ	ヨドガワ イチロウ	◆性 別	男性		
◆氏 名	淀川 一郎	◆生年月日 (年齢)	●●年 ●●月 ●●日生 (●● 歳)		
◆住 所	大阪市淀川区十三東2丁目3番3号 淀川マンション222号				
◆連絡先	自宅 06-●●●●-●●●● 携帯 080-●●●●-●●●● FAX				
◆避難等支援を 必要とする理由	自力での避難移動が難しいため				
◆避難の手助けをする方(避難支援等実施者)①					
フリガナ	ヨドガワ タロウ (団体名及び代表者でも可)				
氏 名	淀川 太郎				
住所・所在	大阪市淀川区●-◆-▲				
連絡先	080-■●●●-■●●●				
避難の手助けをする方(避難支援等実施者)②					
フリガナ	●●チョウカイ (団体名及び代表者でも可)				
氏 名	●●町会				
住所・所在	大阪市淀川区■-▲-●				
連絡先	06-××××-××××				
緊急時の連絡先①					
フリガナ	ヨドガワ ジロウ	本人との 関係	次男		
氏 名	淀川 二郎				
住 所	大阪市淀川区●-■-▲				
連絡先	自宅 06-▲▲▲▲-▲▲▲▲ 携帯 080-****-**** FAX				
緊急時の連絡先②					
フリガナ		本人との 関係			
氏 名					
住 所					
連絡先	自宅	携帯	FAX		
連絡時の配慮事項					
医療機器	注射(インスリン)				
治療中の病気 又は障がい名	糖尿病、白内障、変形性膝関節症				

※避難支援等実施者による災害時の避難支援を保証するものではありません。
また、避難支援等実施者は、避難支援について法的な責任や義務を負うものではありません。
◆印の8カ所(裏面含む)は、記入必須の法定項目です。

個別避難計画のワンポイント

避難の手助けをする方も、まずは自分自身の安全確保が第一です。そして、家族や大切な方がいるのであれば、その

方々の安否確認も大切です。支援者が避難をサポートできる状態になって、はじめて避難の手助けをすることができるようになります。

地域の方々が日ごろの見守り活動とあわせて、個別避難計画作成の活動を進めています。区民の皆様におかれましてはご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



お住まいの場所の被害想定を記載します

【見本】

世帯状況	一人暮らし	河川氾濫	浸水深	3~5	メートル (淀川)
家族構成、同居状況等	弟が1人	津波	浸水深	0.5~3	メートル
	同居家族なし	高潮	浸水深	5~10	メートル
建築時期	25年	構造	木造・非木造 (鉄筋等)	☐ 戸別住宅 ☒ 集合住宅 (5階建ての2階)	
普段いる部屋	リビング (1LDK)	寝室の位置	リビングの隣		
救急カプセル	☐ あり ☒ なし	緊急通報システム	☐ あり ☒ なし		
使用薬	インスリン注射 ※お薬手帳がある方については、ご持参して避難してください。				
かかりつけ医	医療機関名	〇〇〇内科	電話	06-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	医療機関名	◇◇◇整形外科	電話	06-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
福祉サービス事業所等	事業所名	☆☆ケアプランセンター	電話	06-☆☆☆☆-☆☆☆☆	
ケアマネジャー	氏名	東 十三子	電話	06-%%%%-%%%%	

災害時の安否確認を容易にするために記載します

かかりつけ医や福祉サービス、服用しているお薬等がある場合に記載します

特記事項 車椅子がなければ移動が困難。施設入所も検討している。

◆避難場所			
一時避難場所	十三東公園	広域避難場所	淀川河川敷
災害時避難所	十三小学校	津波避難ビル	〇〇ビル

防災マップや水害ハザードマップを参考に、近い避難場所を記載します

◆避難経路・注意点

避難所までの避難経路の図をご記入ください。

・小学校までの避難経路

・津波、河川氾濫時の避難場所 (垂直避難で自宅マンションの5階踊り場へ)

自宅、鉄筋5F建の2F 212号

災害時、どこに避難するか慌てないために、あらかじめ自宅から避難所までの簡単な経路を記載します。分かりやすい目印があればあわせて記載します

避難時に必要となる配慮を記載します

移動時に必要な配慮事項

避難生活における配慮事項

避難所生活で配慮が必要なこと (食事でのアレルギーや疾患があるなど) があれば記載します

記載情報を淀川区役所、淀川消防署、淀川警察署、淀川区社会福祉協議会等関係機関や避難支援等実施者に提供することに同意します。

令和●年●月●日 氏名 淀川 一郎

個別避難計画書を関係先に提供することに同意していただきます

避難所などの場所は
こちらからご確認ください。

淀川区防災マップ



水害ハザードマップ



津波避難ビル一覧



「命を救う」、「命を繋ぐ」個別避難計画作成にご理解・ご協力を



淀川区災害対策本部長
岡本 区長

政府の地震調査委員会は本年1月、M8～9級の南海トラフ巨大地震が20年以内に発生する確率を「50%～60%」から「60%程度」に引き上げました。(40年以内では「90%程度」です!)

南海トラフ巨大地震では、淀川区内の死者数が13,558人(99.7%が津波被害)と想定されています。しかし、迅速な避難により34人の犠牲者(津波

被害は0人)に軽減されることも想定されています。

日ごろから見守り活動等により、要援護者の方々とのコミュニケーションを通じて、個別避難計画作成しておくことで、いざというときの避難支援の一助になることを目的としています。

地域住民の安全・安心のために、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

南海トラフ巨大地震による淀川区の人的被害想定(平成25年度想定)

死者数(人) ※避難ができなかったら			
揺れ・火災	津波	堤防沈下に伴う浸水	合計
10	13,511	37	13,558



死者数(人) ※早く避難ができれば			
揺れ・火災	津波	堤防沈下に伴う浸水	合計
10	0	24	34

〔大阪府防災会議・第4回南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会〕公表

もしものときに役立つ防災情報ツール

淀川区防災LINE

災害が発生する恐れがあるときや、災害時において重要な災害情報のみLINEします。

友達登録はこちらから▶



市民防災マニュアル

日ごろから防災・減災に関する正しい知識を身に付けて、災害から身を守りましょう!



デジタルブック版もあります

クイズ形式動画「令和の防災」
10問のクイズにチャレンジして、防災知識を高めましょう!

動画はこちらから▶



大阪市防災アプリ

このアプリの防災マップでは、災害時避難所や津波避難ビルの住所を確認することができ、地図機能で現在地からの避難ルートも検索できます。



淀川区役所Twitter

災害時には防災情報をリアルタイムでお届けします。



フォローはこちら

川の防災情報

淀川や神崎川等、河川の水位情報を確認できます。



区役所からのお願いです

地域の方々による日ごろの見守り活動等での訪問時に、個別避難計画作成についてお話がありましたら、ご協力をお願いします。

個別避難計画作成が必要な方が身近におられましたら、区役所防災担当までお問合せください。

要援護者名簿への登録について、詳しくはよどマガ! 8月号でお知らせします。

目印はオレンジ色の封筒▶▶



問合せ 個別避難計画の作成・防災のことについて

市民協働課(防災)4階41番 ☎6308-9743

要援護者名簿・日ごろの見守り活動などについて

保健福祉課(保健福祉)3階32番 ☎6308-9857

お気軽にお問合せください!